

お客さま各位

株式会社福井銀行

「三大疾病保障特約付き住宅ローン」の保障内容変更のご案内

平素は福井銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、お客さまにご契約いただいております「三大疾病保障特約付き住宅ローン」に関して、平成28年3月1日（火）以降、下記のとおり引受保険会社を変更し保障内容の拡充、サービスの提供をすることといたしました。詳しい変更内容の資料を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

なお、今回の引受保険会社の変更に際しましては、**お客さまによるお手続きは不要です。また、お客さまの追加負担はございません。**

ご不明な点や、変更を希望されない場合は、平成28年2月19日（金）までに、下記のご相談窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。今後とも福井銀行をご愛顧賜りますようお願いいたします。

記

1. 変更内容（詳しくは「別紙」および「被保険者のしおり」をご参照ください）

引受保険会社	引受保険会社を以下のとおり変更します（保険契約者は福井銀行のまま変わりません）。 損害保険部分 （急性心筋梗塞・脳卒中保障） カーディフ損害保険会社 → 三井住友海上火災保険株式会社 生命保険部分 （死亡・高度障害・がん診断保障） カーディフ生命保険会社 → 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
保障内容の拡充	損害保険部分 ・保障の対象を急性心筋梗塞・脳卒中だけではなく、日常の病気・ケガまで拡大します（月額返済部分・てん補期間2か月）。 ・支払限度期間（36か月）を無制限に拡大します（月額返済部分）。 ・保険金支払い対象を拡大します。 生命保険部分 ・リビング・ニーズ特約を新たにセットします。 損害保険部分・生命保険部分ともに従来の保障内容は踏襲され、上記保障が拡充されます。
提供サービス	無料電話相談サービス「満点生活応援団」(注)を提供します。 (注) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社が提供するサービスです。

2. 変更に伴うご案内事項

- お客さまの保険加入に関する個人情報を、変更後の引受保険会社となります三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」と表記）および三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下、「三井住友海上あいおい生命」と表記）に提供いたします。
- お客さまに改めて加入申込書や健康状態に関する告知書・診断書等を作成・ご提出いただく必要はございません（三井住友海上および三井住友海上あいおい生命での再審査も行われません）。また、お客さまの追加負担はございません。

変更に関する ご相談窓口	福井銀行 0120-291-326 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ◎平日…9:00～17:00(銀行休業日を除く)
変更後の保障内容に 関するご相談窓口	三井住友海上住宅ローン関連保険サポートデスク 0120-622-183 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ◎平日…9:00～18:00 (注1) 平成28年2月19日までは、お客さまの個人情報は三井住友海上に提供いたしません。 (注2) 三井住友海上は損保部分とともに、変更後の団体信用生命保険の取扱代理店として生保部分についてもご照会をお受けいたします。

以上

1. 保障内容の拡充

損害
保
險
部
分

① 就業不能信用費用保険金の支払対象の拡大

- ・就業不能信用費用保険金（月額返済部分）について、従来の急性心筋梗塞・脳卒中以外の病気・ケガによる就業不能も対象となります（てん補期間：2か月）。
現行の契約では、急性心筋梗塞・脳卒中による就業不能の場合に限定されています。

② 就業不能信用費用保険金の支払限度期間（36か月）を無制限に拡大

- ・就業不能信用費用保険金（月額返済部分）について、支払限度期間を設けず無制限とします。
現行の契約では、すべての保険期間を通算して支払限度期間（36か月）が適用されます。

③ 保険金支払い対象の拡大

以下を原因とする就業不能も保険金支払いの対象となります。

- ・「自動車、原動機付自転車」以外を、お客さまが法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によって被った傷害。
例：水上バイクの操縦、建設作業用のクレーンの操縦によって被った傷害による就業不能が保険金支払いの対象となります。
- ・「テロ行為」によって被った傷害。
例：戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被った傷害による就業不能は引き続き保険金支払対象外ですが、テロ行為によって被った傷害による就業不能は保険金支払いの対象となります。
- ・泥酔を原因とする事故によって被った傷害。
例：お客さまによる酒気帯び・酒酔い運転は保険金支払対象外ですが、泥酔して転倒したことによって被った傷害による就業不能は保険金支払いの対象となります。

<新旧対比表（必要部分を抜粋）>

●保険金を支払わない主な場合

現行の契約	変更後の契約
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故を原因とする就業不能。	・被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等（注1）を運転している間に生じた事故によって被った傷害による就業不能。
・戦争その他の変乱。	・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって被った身体障害による就業不能。 ただし、テロ行為（注2）によって被った身体障害による就業不能を除きます。
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故。	（なし）

（注1）自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

（注2）テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

生
命
保
険
部
分

④ リビング・ニーズ特約の追加

- ・保険期間中にお客さまの余命が6か月以内と判断されるとき（医師が記入した診断書や請求書類に基づいて変更後の引受保険会社が判断します）、死亡保険金額と同額の特約保険金が支払われます。

(裏面へ続く)

2. 提供サービス（無料電話相談サービス「満点生活応援団」）

- ・日常生活に役立つさまざまなサービスを電話でご利用いただけます（ご相談無料）。
- ・ご利用対象者はお客さまおよびその同居のご家族です。

ご相談無料 0120-266-270

（お客さまの受付番号は「(証券番号) 8703」となります）

健康・医療相談 メンタルヘルス相談を除き年中無休24時間	
■看護師相談 ■メディカルオピニオンサービス ■おくすり相談 ■医療機関総合情報提供 ■紹介状発行サービス ■人間ドック紹介 ■PET検診紹介 ■脳ドック検診紹介 ■ヘルスチェックサービス ■脳卒中専門相談 ■メンタルヘルス相談（平日9:00～21:00、土曜10:00～18:00）	
介護相談 年中無休10:00～22:00	
■介護相談 ■介護・福祉総合情報提供	
暮らしの相談 育児・子育て相談を除き平日10:00～17:00	
■育児・子育て相談（年中無休24時間） ■暮らしのトラブル相談 ■税務相談 ■年金・資産運用相談 ■社会保険労務士相談 ■暮らしの情報提供	

3. 変更後の引受保険会社における個人情報の取扱いについて

(1) 現在の個人情報のお取扱い（損害保険・生命保険共通）

- ・下記の項目が記録されたデータを、株式会社福井銀行より三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」と表記）および三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下、「三井住友海上あいおい生命」と表記）へ提供いたします。

なお、三井住友海上および三井住友海上あいおい生命に提供されるお客さまの保険加入に関する個人情報は、三井住友海上および三井住友海上あいおい生命のお客さま情報管理について定めた規程等に基づき、安全かつ適正に管理いたします。

<提供するご加入に関する個人情報の項目>

- ①お客さま氏名 ②ご自宅住所 ③郵便番号 ④生年月日 ⑤性別 ⑥住宅ローンお借入日
- ⑦住宅ローン返済期間 ⑧直近の住宅ローン残高 ⑨保障プラン ⑩取引店
- ⑪ローン口座番号 ⑫加入日

(2) ご加入時の個人情報のお取扱い（生命保険について）

- ・上記、現在の個人情報のほか、ご加入の際に提出された告知書等に記載の個人情報（氏名・性別・健康状態等）で変更前の引受保険会社が取得した資料等を含む）は、変更後の引受保険会社である三井住友海上あいおい生命がお取扱いいたします。

なお、三井住友海上では、(1)現在の個人情報のお取扱いを除き、ご加入時にご提出いただいた個人情報のお取扱いはいたしません。

<個人情報のお取扱いについて>

- ①保険契約の引受・継続・維持管理、保険金の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務、およびローン審査または保証業務のために提供・利用いたします(注)。
- ②他の引受保険会社(共同取扱契約となる場合)、再保険会社、業務委託先(保険代理店、グループ会社を含む)に上記①の目的の範囲内で提供することがあります。

(注)保険業法施行規則により、保健医療等の機微(センシティブ)情報の利用については、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に限定されます。今後、個人情報または引受保険会社に変更が生じた際にも、上記に準じて個人情報が取扱われます。本取扱に関するご照会は福井銀行経由で対応いたします。

以上